

長野工業高等専門学校キャンパスマネジメント委員会規則

最終改正 令和6年3月21日

(趣旨)

第1条 この規則は、長野工業高等専門学校（以下「本校」という。）内部組織規則第16条第2項の規定に基づき、本校キャンパスマネジメント委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営等に関し必要な事項を定める。

(業務)

第2条 委員会は、次に掲げる業務を行う。

- 一 施設（土地、建物（附属設備を含む。）、工作物をいう。以下同じ。）の将来計画に関すること。
- 二 施設の整備及び維持管理に関すること。
- 三 施設の運用及び有効活用に関すること。
- 四 施設使用の再編計画に関すること。
- 五 施設の共用スペースの確保に関すること。
- 六 施設の共用スペースの利活用に関すること。
- 七 環境に配慮した取り組みに関すること。
- 八 構内の緑化計画に関すること。
- 九 概算要求事項及び営繕要求事項に関すること。
- 十 その他キャンパスマネジメントに関すること。

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- 一 副校長
 - 二 各系長及びリベラルアーツ教育院長
 - 三 図書館長
 - 四 情報教育センター長、技術教育センター長
 - 五 技術支援部技術長
 - 六 その他校長が必要と認める者
- 2 前項第六号に掲げる委員は、校長が指名する。

(任期)

第4条 前条第1項第六号の委員の任期は、1年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じたときの後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、第3条第1項の委員の中から校長が指名する。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

- 3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長の指名した委員がその職務を代行する。
- 4 委員会に副委員長を置くことができ、委員の中から委員長が指名する。

(委員以外の者の出席)

第6条 委員長は、必要あると認めたときは、第3条に規定する委員以外の者を委員会に出席させ、意見を聴くことができる。

(専門部会)

第7条 委員会は、必要に応じ専門部会(以下「部会」という。)を置くことができる。

- 2 部会の委員は、委員会の構成員及びその他の教職員の中から委員長が指名する。
- 3 部会に関し必要な事項は、別に定める。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、総務課において処理する。

(雑則)

第9条 委員会の審議事項のうち、重要な事項については、本校執行会議の議を経なければならない。

- 2 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則 (令和5年1月26日 制定)

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 長野工業高等専門学校施設専門部会規程(平成22年9月16日制定)は廃止する。

附 則 (令和6年3月21日 一部改正)

この規則は、令和6年4月1日から施行する。